

小規模保育事業の認可について

2020年4月1日に設置予定の小規模保育事業の認可について、豊岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊岡市条例第43号）、豊岡市家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成28年豊岡市規則第47号）及び関係法令等に基づいて審査しています。

現在、開設準備中ですが、施設・設備基準や職員配置等、認可申請の内容は認可基準を満たす見込みです。

つきましては、当該事業を認可するにあたって、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、豊岡市子ども・子育て会議の意見を求めます。

記

1 2020年4月1日認可予定の小規模保育事業の概要

- (1) 施設名称 こうのとりの森保育園
- (2) 施設種別 小規模保育事業A型
- (3) 設置場所 豊岡市立野町592
- (4) 設置者 モリ・プランズ株式会社 代表取締役 吉盛 文彦
- (5) 施設概要 賃貸物件（木造2階建ての1階、保育所専有部分156.24㎡）
- (6) 認可定員 3号認定19人（0歳児：5人、1歳児：6人、2歳児：8人）
- (7) 給食提供 自園調理
- (8) 設置者の教育・保育における実績

2007年9月に法人設立、同年12月に認可外保育所「ビエネスター子供園」を開設、2017年4月には、同園を市内で初めてとなる小規模保育事業所として認可、「カバンストリート保育園」に名称変更し運営している。

保育事業のほか、学習塾、各種セミナーの開催、プランニング事業など、幅広く教育・保育関係事業に携わっている。

児童福祉法（抜粋）

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 （略）

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7 （略）